

「平成17年度金融庁政策評価実施計画」に対する意見募集の結果及び対応方針

(特定の政策項目についての意見)

番号	意見の該当箇所	意見の概要	回答
1	<p>政策Ⅰ－１－(1)－③</p> <p>「金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施」</p> <p>〈重点施策〉</p> <p>○ 効果的・効率的な検査の実施に資するよう、検査の具体的プロセスを明確化した「金融検査に関する基本方針」に基づく検査等を実施</p> <p>○ 検査態勢の充実に向けて組織的取組みを実施（財務局との連携充実、eラーニング導入に向けた検討等検査官教育の充実、システム高度化による情報管理態勢の充実等）</p>	<p>「参考指標」として、「コンプライアンス対応室の体制強化の状況」及び「コンプライアンス対応室の活動状況」を追加すべき。</p>	<p>法令等遵守調査室(注)は、金融庁の法令等遵守に関する問題全般を調査するものであり、効果的・効率的な検査の実施状況を測ることのみを目的に設置されたものではないことにかんがみれば、当室の活動状況等を参考指標とすることは、必ずしも適当であるとは考えておりません。</p> <p>ただし、17年度評価書から、法令等遵守調査室の体制整備等について、「金融行政の透明性・予測可能性の向上」の全体の評価の一環として触れることとします。</p> <p>(注)コンプライアンス対応室は、平成18年4月1日付で法令等遵守調査室に名称変更。</p> <p>(検査局総務課、総務企画局総務課)</p>
2	<p>政策Ⅰ－１－(1)－④</p> <p>「効果的なオフサイト・モニタリングの実施等」</p> <p>〈重点施策〉</p> <p>○ 金融機関のシステムトラブルへの適切な対応</p>	<p>「実施内容」として、各金融機関が効率的に取り組めるよう、「費用と影響を考慮した、許されるトラブルの範囲を明示したガイドラインを作成」を追加すべき。</p>	<p>主要行等向けの総合的な監督指針等においては、システムトラブル(「システム障害」)の報告対象として、預金の払戻しに遅延、停止等が生じているものなどが該当する旨、監督指針の中に明示されており、これに該当しない場合には報告を要しないこととなっています。よって、既にご指摘の趣旨に沿った対応がなされています。</p> <p>(監督局総務課)</p>
3	<p>政策Ⅰ－２－(2)－②</p> <p>「新興市場国の金融当局への技術支援」</p> <p>〈重点施策〉</p> <p>○ 新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等の実施</p>	<p>日本の金融機関のためになっているのかどうか評価の際に考慮されるべき。</p>	<p>当庁技術支援の一義的な目的はアジア新興市場国の金融当局の能力向上にあると考えております。各当局の能力向上が各国金融システムの安定化や金融部門の健全な発展につながることで、我が国金融機関の業務展開にとり、より良好な活動環境がもたらされることにつながるものではありませんが、副次的な効果である上、適切な評価指標の設定・測定といった技術的側面においても困難であると考えられます。</p> <p>(総務企画局総務課国際室)</p>
4	<p>政策Ⅱ－２－(1)－①</p> <p>「金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応」</p> <p>〈重点施策〉</p> <p>○ 個人情報保護等の利用者保護の確保</p>	<p>「実施内容」として、「グレー」に対する「白」の範囲をもっと広げるべく、「不可避で許されるミスを具体的に明示したガイドラインを作成」を追加すべき。</p>	<p>個人情報保護に係る金融機関等の法令遵守の対応としては、16年12月6日に「金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン」の策定・公表を行い、個人情報保護の観点から内部管理態勢に問題のある金融機関等に対しては、当該ガイドライン等に基づき、厳正な対応を行っているところです。</p> <p>金融庁としては、今後、「金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン」の改正等について検討する際には、御意見も参考にさせていただきたいと考えます。</p> <p>(総務企画局企画課調査室、監督局総務課)</p>
5	<p>政策Ⅲ－２－(1)－②</p> <p>「金融行政の透明性・予測可能性の向上」</p> <p>〈重点施策〉</p> <p>○ 検査プロセスの透明性・予測可能性向上の観点から、「金融検査に関する基本方針」に基づく検査等を実施</p>	<p>「参考指標」として「コンプライアンス対応室の体制強化の状況」及び「コンプライアンス対応室の活動状況」を追加すべき。</p>	<p>17年度評価書から、法令等遵守調査室の体制整備等について、「金融行政の透明性・予測可能性の向上」の全体の評価の一環として触れることとします。</p> <p>(総務企画局総務課)</p>
6	<p>政策Ⅱ－１－(3)－②</p> <p>「会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化」</p> <p>〈重点施策〉</p> <p>会計基準等の国際的な対応等</p>	<p>「資本の部」を「純資産の部」にすることが、貴庁の「会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化」になるのか。中国でさえ、国際基準の「所有者持分(Owners' Equity)」としている。</p>	<p>「純資産の部」の内容については、国際基準と同様ですが、国際基準の「Equity」という表現を我が国に置いては、「純資産」と称したものです。</p> <p>(企業会計基準委員会(ASBJ)の発表した「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」を参照してください。)</p> <p>(総務企画局企画課)</p>